あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 を制定することについて

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

近年の最低賃金の上昇や物価高騰等の社会経済情勢の変化に伴い、施設運営の安定及び サービス水準の維持を図るため、利用料金の上限額を改正したいので、あしがり郷「瀬戸 屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例(平成28年開成町条例第13号)の 一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後

別表(第17条関係)

利用料金

(1) 施設

区分		利用単位	上限額(円)		
			午前10時から	午後5時から	
			<u>午後5時まで</u>	<u>午後9時まで</u>	
オク、ゲンカン		1時間につき	<u>500</u>	<u>700</u>	
ヒロマ		1時間につき	<u>500</u>	<u>700</u>	
オンナベヤ、ヨジョウ、オネマ		1時間につき	<u>500</u>	<u>700</u>	
土蔵		1時間につき	<u>1,500</u>	2,000	
駐車場	普通自動車	1回につき		<u>1,500</u>	
	大型自動車	1回につき	<u>5, 500</u>		

備考 普通自動車とは道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する準中型自動車及び普通自動車をいい、大型自動車とは同表に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。

(2) 設備

区分	利用単位	上限額(円)	
ヘッツイ	1回につき		<u>5, 500</u>

改正前

別表 (第17条関係)

利用料金

(1) 施設

区分		利用単位	上限額(円)
オク、ゲンカン		1時間につき	<u>200</u>
トロマ		1時間につき	<u>200</u>
オンナベヤ、ヨジョウ、オネマ		1時間につき	<u>200</u>
土蔵		1時間につき	<u>520</u>
駐車場	普通自動車	1回につき	<u>520</u>
	大型自動車	1回につき	2,000

備考 普通自動車とは道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する準中型自動車及び普通自動車をいい、大型自動車とは同表に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。

(2) 設備

区分	利用単位	上限額(円)
ヘッツイ	1回につき	<u>100</u>

附則

(施行期日)

1 この条例は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のあしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の規定は、 この条例の施行の日以降の利用に係る利用料金について適用し、施行の日前の利用に係る 利用料金については、なお従前の例による。